民法(債権関係)の改正に関する中間試案の補足説明 正誤表

【平成25年5月2日付け】

〇目次viii頁

第41,2の見出し

誤「委任者の金銭の消費についての責任」

正「受任者の金銭の消費についての責任」

○117頁

第10,4の(概要)3行目

誤「大判明治39年10月29日民録12輯641頁等」

正「大判明治39年10月29日民録12輯1358頁等」

○205頁

第16,5の(概要)2行目

誤「前記2参照」

正「前記3参照」

○371頁

第30,3の本文4行目

誤「上記2」

正「前記2」

○375頁

第30,5の本文末尾

誤「無効とする。」

正「無効とするものとする。」

○481頁

第40, 2(3)の(概要)第3段落2行目

誤「注文者の責任」

正「注文者の権利」

○489頁

第41,2の見出し

誤「委任者の金銭の消費についての責任」

正「受任者の金銭の消費についての責任」

【平成25年7月4日付け】

○目次viii頁

第43,2の見出し

誤「寄託者の自己執行義務」

正「受寄者の自己執行義務」

○5頁

第1,2の(補足説明)5の第1段落5行目 誤「どうように悪性が高く」 正「同様に悪性が高く」

○8頁

第2の(補足説明) 2の第3段落2行目 誤「どの程度の<u>理解している</u>ことが」 正「どの程度の<u>理解をしてい</u>ることが」

○22頁

第3,2の(補足説明)3(4)の4行目以下 誤「要するとすべき<u>でで</u>ある」 正「要するとすべきである」

○28頁

第3,3の(補足説明)2(4)の3行目以下 誤「<u>識</u>らなかった」正「<u>知</u>らなかった」

○28頁

第3,3の(補足説明)2(4)の5行目 誤「この考え方<u>はに</u>よれば」 正「この考え方によれば」

○32ページ

第3,4の(補足説明)3(1)の第2段落16行目

誤「意思表示が到達したと<u>みなされるされる</u>」 正「意思表示が到達したと<u>みなされる</u>」

○60頁

第5,4の(補足説明)3の第2段落14行目 誤「改正しない<u>こととと</u>している」 正「改正しない<u>ことと</u>している」

○63頁

第6,1の(概要)第3段落2行目 誤「民法<u>130条</u>」 正「民法第130条」

○134頁

第11,1の(補足説明)2の第4段落7行目 誤「無意味で<u>あるとと</u>して」 正「無意味で<u>あ</u>るとして」

○143頁

第12,1の(補足説明)2(1)の第1段落16行目 誤「<u>同項はを</u>削除するものと」 正「同項を削除するものと」

○189頁

第16,1の(補足説明)2(2)の第3段落1行目 誤「本文(2)は」 正「本文(1)第2文は」

○211頁

第17,1の(補足説明)1の第2段落1行目 誤「<u>主債務</u>の内容」 正「<u>保証債務</u>の内容」

○230頁

第17,6,(2)の(補足説明)第3段落8行目 誤「<u>前記</u>第27,2参照」 正「後記第27,2参照」

○293頁

第22,9の(補足説明)3の第3段落2行目以下 誤「滅失若しくは損傷のおそれが<u>ない</u>とき」 正「滅失若しくは損傷のおそれがあるとき」

○348頁

第28,2の(補足説明)第1段落4行目 誤「保護するべきで<u>ある</u>いう」 正「保護するべきであるという」

○358頁

第28,7の(補足説明)3の第2段落2行目 誤「<u>承諾の通知を受けるのに</u>相当な期間を経過するまでは」 正「指定した行為を完了するのに相当な期間を経過するまでは」

○371頁

第30,2の(補足説明)2(3)の第3段落10行目 誤「相手方に事業者に赴いて」 正「相手方に事業所に赴いて」

○385頁

第32の(補足説明)2の第3段落4行目 誤「<u>なお,</u>本文イの」 正「なお,本文イの」

○391頁

第33の(補足説明)3の第1段落10行目 誤「完成<u>させなけば</u>」 正「完成<u>させなければ</u>」

○472頁

第40,1の(概要)第1段落3行目 誤「完成させることが<u>できなくなかった</u>場合」 正「完成させることができなくなった場合」

○472頁

第40,1の(概要)第2段落16行目 誤「完成して<u>始めて</u>」 正「完成して初めて」

○512頁

第43,2の表題

誤「<u>寄託者</u>の自己執行義務(民法第658条関係)」 正「<u>受寄者</u>の自己執行義務(民法第658条関係)」

○512頁

第43,2の(注)1行目

誤「『受寄者の承諾を得たとき,」

正「『寄託者の承諾を得たとき,」